

平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

平成23年 3月29日

規則 第 2 号

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年群馬県市町村会館管理組合条例第4号。次条において「改正条例」という。）附則第4条第1項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例（平成16年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）第6条第3項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成23年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に職員給料表の適用を異にする異動又は職員給料表の適用を異にしない群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第2号。以下「初任給等規則」という。）別表第6に定める職員給料表初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）

(2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が初任給等規則第25条第6項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、群馬県市町村会館管理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年群馬県市町村会館管理組合規則第5号。以下「平成18年改正初任給等規則」という。）附則第7項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの（次号及び次条第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に給料表異動等をした職員を除く。）

(3) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第3号イ及びロにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

(4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして管理者が定めるもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正条例附則第4条第1項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、調整対象昇給日に群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例第6条第3項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

(1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、平成18年改正初任給等規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等

をした職員並びに次号及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給等規則第16条各号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち管理者の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。)
- (3) 調整対象昇給日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第10条第1項の規定により任命権者の要請に応じて退職し引き続き同項に定める特定法人の役職員になった職員であって、特定期間に同項の規定により当該特定法人の役職員としての在職に引き続き職員として採用された者のうち管理者の定めるもの(職員として採用された日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。)
- (4) 特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの
- イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者、当該期間に人事交流等により新たに職員となった者又は当該期間に公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により採用されたことにより新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び管理者の定める職員を除く。)
 - ロ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者及び公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用されたことにより新たに職員となった者を除く。)であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、平成18年改正初任給等規則附則第5項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年11月1日(同項に規定する特定職員にあっては、同年10月1日)前となる職員
- (5) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、公益的法人等派遣法第2条第1項の規定により派遣されていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間又は休暇のため引き続き勤務していなかった期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、管理者の定める職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 群馬県市町村会館管理組合職員の給与の支給に関する規則(平成16年群馬県市町村会館管理組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「第4項若しくは第9項」を「第4項、第9項又は群馬県市町村会館管理組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年群馬県市町村会館管理組合条例第4号。次号において「平成22年改正給与条例」という。）附則第4条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第1項」に改める。

（平成18年改正初任給等規則の一部改正）

第3条 平成18年改正初任給等規則の一部を次のように改正する。

附則第5項中「行政職給料表」を「職員給料表」に、「さかのぼった」を「遡った」に改め、「平成22年1月1日まで」の次に「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者については、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）」を加える。